

2012.06.27：平成24年環境厚生委員会 本文

○開 会 午前11時00分

○丸井委員長

おはようございます。

ただいまから環境厚生委員会を開きます。

慣例により会議の記録署名委員を指名いたします。西谷委員、古村委員にお願いいたします。

本日の審査案件は、本会議より付託されました議案1件、陳情1件及び所管事項であります。

なお、審査の順序は、健康福祉部・病院局関係、環境生活部関係の順に行いますので御了承願います。

それでは、健康福祉部・病院局関係の審査を行います。

審査の順序は、初めに議案について、次に陳情について、その後所管事項について行います。

提出議案について執行部の説明を求めます。——江浪健康福祉部長。

---

○江浪健康福祉部長

それでは、県議会第270回定例会に提出された諸議案のうち、健康福祉部所管に係るものについて、その概要を御説明申し上げ、御審議の参考に供したいと存じます。

議案第7号「青森県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例案」につきましては、食品衛生法に基づく食品、添加物などの規格基準の改正に伴い、飲食店営業、食肉処理業、食肉販売業について生食用食肉を取り扱うために必要な営業の施設の基準を定めるため提案するものです。

以上、健康福祉部関係の提出議案について、その概要を御説明申し上げましたが、何とぞよろしくお願い申し上げます。

---

○丸井委員長

ただいまの説明にありました議案に対して質疑を行います。

質疑は、議題外にわたらないように願います。

なお、答弁者は、挙手の上「委員長」と呼び、次に職名を言って発言を求めてください。

質疑はありませんか。——高橋副委員長。

---

○高橋委員

ただいま部長から議案についての説明がありました。議案第7号「青森県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例案」につきまして質問させていただきます。この条例案につきましては、昨日の質疑の中でもやりとりがあったわけでありまして、この後採決に臨むに当たって質問をさせていただきます。

初めに、改正の目的、確認の意味も含めて質問いたします。

---

○葛西保健衛生課長

お答えいたします。

国は、平成23年4月に他県の飲食チェーン店で腸管出血性大腸菌による食中毒事件が発生したこと及び平成10年に策定した生食用食肉の衛生基準に強制力がなく、事業者において十分に遵守されていなかったことなどを受けまして、食品衛生法第11条に基づき、平成23年9月12日に、食品、添加物等の規格基準の一部を改正し、牛の生食用食肉の規格基準を新たに設定し、平成23年10月1日から施行したところです。

本県におきましても、食品、添加物等の規格基準に基づく加工等の方法を営業者に遵守させ、牛の生食用食肉の安全性を確保するために、食品衛生法第51条に基づきまして、青森県食品衛生施行条例に牛の生食用食肉の加工調理をするための専用の場所を確保することなどを内容とした施設基準を規定し、食品衛生の実効性の確保を図ることとしたものです。

以上です。

---

○高橋委員

これまでの御答弁で改正の概要等は理解をいたしました。対象となる方への周知期間を考慮して今後施行日を設定する必要があるのではないかと考えます。

そこで、「青森県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例案」の施行日につきまして、これを公布の日とした理由についてお尋ねいたします。

---

○葛西保健衛生課長

お答えいたします。

牛の生食用食肉の規格基準につきましては、平成23年9月26日、食品事業者等に対し青森県生食用食肉取扱指導要領に基づく講習会を通じて周知したところであり、さらに規格基準に基づく条例改正の内容につきましては、平成24年5月2日から平成24年5月31日までパブリックコメントを実施し、広く県民の方からの意見を求めるなど、周知に努めてきたところです。

現在のところ、県内において牛の生食用食肉の提供を予定している事業者からの届け出はありませんが、規格基準の設備要件と施設基準は同じ内容であることから、周知期間を考慮する必要がなく、条例の施行日を公布日としたところであります。

---

○高橋委員

それぞれ御答弁ありがとうございました。

これまでの御答弁をもとに今後の採決に臨みたいと思います。

ありがとうございました。

---

○丸井委員長

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますから、これをもって質疑を終わります。

これより、議案の採決をいたします。

議案第7号の原案に賛成の方は御起立をお願いいたします。

[賛成者起立]

起立総員であります。

よって、原案は可決されました。

次に、陳情受理番号第2号「受動喫煙防止条例の早期制定を求める陳情書」を審査いたします。

本陳情について、執行部の説明を求めます。——江浪健康福祉部長。

---

○江浪健康福祉部長

それでは、八戸市小中野5の12の25、青森県分煙の会代表、角金秀祐さんから提出されている受理番号第2号「受動喫煙防止条例の早期制定を求める陳情書」に関して御説明を申し上げます。

陳情内容でございますが、「県民の健康を守る立場からも、一刻も早く受動喫煙防止条例の制定を議決すること」ということでございます。

受動喫煙による健康への悪影響につきましては科学的に明らかになっておりまして、受動喫煙による健康への悪影響を排除するため、健康増進法第25条において、「多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない」と規定され、これに基づき、各都道府県におきまして受動喫煙防止対策を推進しているところでございます。

現在、受動喫煙防止条例が制定されている都道府県は神奈川県と兵庫県の2県でございまして、神奈川県は平成22年4月1日からの施行、兵庫県は平成24年3月30日公布、平成25年4月1日施行となっております。これらの条例は、不特定多数の人が出入りすることができる空間を有する施設における受動喫煙の防止のためのルールを定めたものでございます。

この両県の条例の主な内容は、官公庁、医療機関、教育機関、飲食店などの施設の性質により喫煙禁止区域あるいは喫煙可能区域を定め、神奈川県におきましては、喫煙禁止区域での喫煙及び施設管理者が必要な義務を果たさない場合には過料、兵庫県では、喫煙禁止区域で喫煙した場合は過料、施設管理者が必要な義務を果たさない場合には罰金を課すこととしております。

これらの条例の制定に向けまして、両県とも、一般県民、飲食業を初め多くの関係団体との意見交換や専門家による検討委員会などを行っておりまして、条例策定まで約2年間を要しているものでございます。また、これらの条例を実効あるものとするために組織体制を強化し、住民への周知なども行っております。

県といたしましては、受動喫煙防止対策の推進に当たって、これまで、社会全体として取り組む機運を醸成し、自主的な対応を促すことが基本であると考え、健康増進計画、健康あおり21に基づきまして、施設内禁煙を実施している施設を「空気クリーン施設」として認証する取り組みや、受動喫煙の健康への影響などについてさまざまな機会をとらえて普及啓発を行ってまいりました。

今年度は、新たな健康増進計画を策定することとしておりまして、県民が健康で長生きできる地域づくりのため、受動喫煙防止対策を含めた喫煙防止対策、肥満予防対策、自殺予防対策など、健康づくり全般に係る総合的な対策について検討することとしているところでございます。

以上でございます。

---

○丸井委員長

本陳情について、御意見等ありませんか。——高橋副委員長。

---

○高橋委員

ただいまの部長からの説明で、受動喫煙防止条例の制定に当たっての具体的な内容、経過がよくわかりました。

受動喫煙防止という観点から見れば、条例制定の意義は十分理解できますし、それが県民の健康意識を変える可能性もありますが、本県の県民の健康を守るという立場から考えますと、本県の平均寿命が男女とも全国最下位でありまして、また、平均寿命に影響を与えるがんを初めとする生活習慣病対策の強化が急務とも考えるものです。

本会議におきましても、ことしは健康あおもり21の最終評価の年であると聞いております。それらの評価を受けて、実効性のある計画の策定と、目標達成に向けたしっかりとした取り組みがより重要と考えます。

したがって、本陳情の趣旨は理解できますけれども、受動喫煙防止対策に限定されることなく、より総合的な健康対策を専門家や関係団体とともに企画・立案し、推し進めるべきと考えます。

したがって、本陳情につきましては不採択とすることが望ましいと考えます。

以上であります。

---

○丸井委員長

ほかに御意見等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、採決を行います。

本件を採択することに賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

起立少数であります。

よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。